

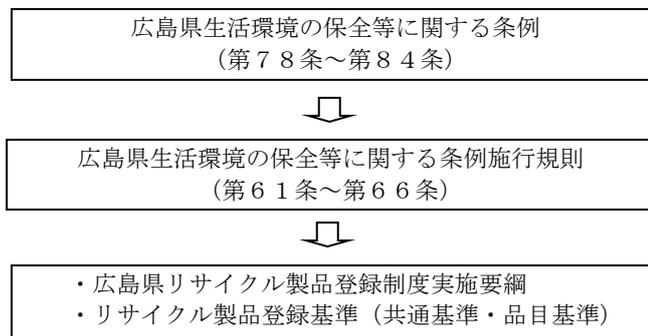
# 広島県リサイクル製品登録制度

## －申請の手引き－

### 1 制度の目的

広島県内で製造されるリサイクル製品を登録することにより、登録製品の情報を広く県民等に提供し、県内産リサイクル製品の利用促進を通じて、資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化並びにリサイクル産業の育成を図ることを目的としています。

#### 【関係法令】



#### 【リサイクル製品】

広島県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第2条第15号に定める再生資源等を利用することにより、生産又は加工（以下「生産等」という。）をされる製品をいいます。

### 2 登録の対象となる製品とは（登録要件）

- ① 県内で生産等をされるリサイクル製品であること。
- ② その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされるリサイクル製品であること。
- ③ 申請時において既に県内で販売されているリサイクル製品であること。
- ④ 当該リサイクル製品の使用又は購入を推奨することが県内における資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化のために適当であると認められること。
- ⑤ その他知事が別に定める基準（リサイクル製品登録基準）を満たしていること。

### 3 リサイクル製品登録基準

**共通基準**（製品又はその原材料に使用する廃棄物の安全性に関する基準）

- ① 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）に適合していること。
- ② 水底の底質で使用する製品又はその原材料については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）第1条に適合していること。
- ③ ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）に適合していること。
- ④ 感染性廃棄物を原材料に使用している場合には、感染性がないよう十分に焼却・溶融加工・滅菌・消毒のいずれかがされていること。
- ⑤ 製品の原材料に使用する再生資源等が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第3号イ（1）から（6）までに規定する産業廃棄物及びこれらに類する一般廃棄物のみである場合など、有害物質を溶出するものでないものである場合は、その旨の申立書（様式自由）を提出すること。

（注）この申立書は申請者が自主的に溶出試験を実施することを妨げるものではありません。また、申立書が適正であると認められるときは共通基準の試験結果書の提出に代えることができます。有機肥料（普通肥料）の品目で申請する場合は、上記の試験結果書に代えて、肥料登録証を添付しても結構です。

**品目基準**（品目ごとに設定された、製品としての品質に関する基準）

- ① 品目一覧表（別表1）の品目に該当する製品については、それぞれ定められた品目基準（別表2）に適合していること。

※ 各品目基準の詳細は、[県ホームページ（リサイクル製品 申請の様式ダウンロード・関係法令）](#)を参照してください。

- ② 原則として、すべての項目の検査結果が必要ですが、品目基準の項目に基準値が設定されていない品目については、第三者機関の発行する試験結果データをもって基準に適合するものとみなします。

（注）各項目の試験方法は、その項目の根拠欄の規定に定められた試験方法により行うものとし、摘要欄にはその項目を適用する条件を定めています。

### 4 登録申請者

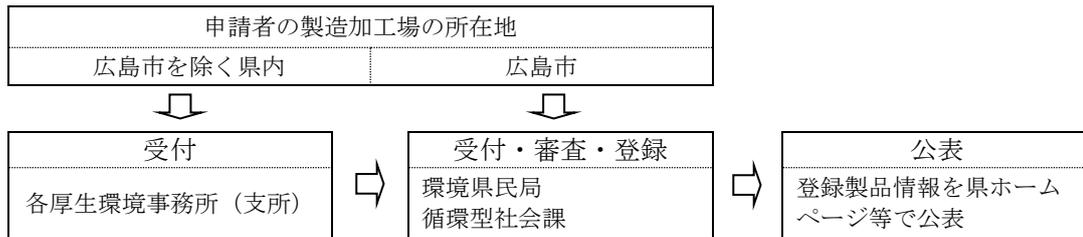
登録を受けようとするリサイクル製品の生産等を行う者とし、（リサイクル製品の生産等を委託により行う者も含まれます。）

### 5 登録の有効期間

3年間です。

なお、有効期間が終了した場合において再度申請することは可能ですが、新規申請となります。

## 6 申請から登録までの流れ



## 7 新規登録申請

品目基準の品目一覧表に該当する場合は、広島県登録リサイクル製品【第二種】として、品目一覧表に該当しない場合は、広島県登録リサイクル製品【第一種】として申請してください。

### (1) 申請書類

登録申請書の様式及び登録申請書類及び記載方法は、[県ホームページ（広島県リサイクル製品情報ページ）](#)を参照してください。

なお、登録の審査に必要なため、追加資料の提出を求める場合があります。

### (2) 申請方法

原則、電子申請とし、[県ホームページ（リサイクル製品申請方法について）](#)の電子申請手続きから申請してください。

なお、事情により書面申請をする場合、広島県登録リサイクル製品登録申請書に添付書類を添えて、製造加工場の所在地により、次の提出先へ申請書類一式を持参し、直接提出してください。

なお、遠隔地のためやむを得ない場合のみ郵送可とします。

〈申請書提出先〉

製造加工場の所在地	提出先	住所・電話番号	書面申請時の提出書類部数
広島市	広島県 環境県民局 循環型社会課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 電話 082-513-2951	1部
大竹市, 廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 電話 0829-32-1181	2部
安芸高田市, 安芸郡（府中町, 海田町, 熊野町, 坂町）, 山県郡（北広島町, 安芸太田町）	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 電話 082-513-5537	2部
呉市, 江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25 電話 0823-22-5400	2部
竹原市, 東広島市, 豊田郡（大崎上島町）	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 電話 082-422-6911	2部
三原市, 尾道市, 世羅郡（世羅町）	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 電話 0848-25-2011	2部
福山市, 府中市, 神石郡（神石高原町）	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 電話 084-921-1311	2部
三次市, 庄原市	広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 電話 0824-63-5181	2部

## 8 変更届

登録を受けた者が、次の事項に変更が生じたときは、当該変更が生じた日の翌日から起算して30日以内に変更届を提出してください。

### (1) 変更届の提出が必要となる事項

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 品目名
- ③ 製品名
- ④ 製造加工場の所在地及び名称
- ⑤ 製品の原材料となる再生資源等の状況
- ⑥ リサイクル製品登録基準への適合状況

### (2) 申請方法

原則、電子申請とし、[県ホームページ（リサイクル製品申請方法について）](#)の電子申請手続きから申請してください。

なお、事情により書面申請をする場合、広島県登録リサイクル製品変更届出書に必要書類を添えて、新規申請と同じく上記申請書提出先へ持参又は郵送してください。

### (3) 提出書類一覧

	変更届の提出が必要となる事項					
	①	②	③	④	⑤	⑥
広島県登録リサイクル製品変更届出書	○	○	○	○	○	○
会社案内、パンフレット等	○	—	—	○	—	—
リサイクル製品登録基準への適合を証する書類	—	○	○ (※)	—	○ (※)	○
当該製品の製造加工フロー図	—	○	○ (※)	○ (※)	○ (※)	—
製品の写真・製品説明書等	—	○	○	—	—	—

(※) 変更の届出に関する添付書類については、状況に応じ不要となる場合もありますので、ご不明な点は各厚生環境事務所（支所）又は循環型社会課までお問合せください。

なお、(1) 以外の事項に変更が生じた場合には、循環型社会課まで連絡をお願いします。

(※) 従前の登録証は、変更届の提出時又は変更届に対する登録証の受領時に返納してください。

## 9 登録の取消し

次の事項に該当する場合には登録を取り消されるとともに、その旨が公表されます。

- (1) 正当な事由がなく登録リサイクル製品の生産等を行わなくなったとき。
- (2) 登録リサイクル製品が登録対象製品の要件を満たさなくなったと認められたとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により登録をされたと認められたとき。また、正当な事由がなく変更の届出をしなかった場合は登録が取り消されることがあります。

## 10 その他

登録申請等についてご不明な点は、次の問合せ先又は製造加工場の所在地を管轄する各厚生環境事務所（支所）において、お問合せください。

(問合せ先)

広島県 環境県民局 循環型社会課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2951（ダイヤルイン） FAX 082-227-4815

Eメール kanjunkan@pref.hiroshima.lg.jp